

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に伴う 被災状況確認のための「罹災証明書」等の取扱い

各事業者の被災状況を確認するため、復興事業計画の認定申請においても、次の取扱いを参考に、必要な資料を添付してください。

「復興事業計画」認定申請時に必要となる被災状況の確認資料

次の①及び②の資料を添付してください。

① 市町村が発行する罹災証明書（写し）【施設のみ必要】

原則として、市町村が発行する罹災証明書が必要となります。

※罹災証明書の添付ができない場合は、市町村が発行する被災証明書（被害の程度の判定がないもの）でも構いません。さらに被災証明書も添付できない場合は、次の「②被災状況等が分かる写真・参考資料等」のみの提出でも結構です。

② 被災状況等が分かる写真・参考資料等【施設・設備の両方で必要】

ア A4 サイズの用紙に印刷又は貼り付けて提出してください。

イ 欄外に施設・設備の名称と熊本地震で生じた被害を具体的に記載してください。
（施設・設備名〇〇：□□部分が損壊しており、修繕が必要 など）

【参考】補助金の交付申請時に必要となる「被災状況」の確認資料

計画認定後の補助金の交付申請時には、被災状況を確認する資料として、写真や図面等に加えて、次の事由に該当する場合は、事前に必要資料をご準備いただきますようお願いいたします。

■施設の「建替・移転」を申請する場合

建替・移転の申請には、被害程度が「全壊又は大規模半壊」であることが必要であるため、原則、罹災証明書により被害程度（全壊又は大規模半壊）を確認します。

但し、罹災証明書に被害の程度の記載がないなどの場合は、罹災証明書に代わるものとして、次の資料による確認を行います。

・建物被災状況報告書（様式は県HP上に掲載済み）

（※建築士による施設の被災状況の確認資料）

・罹災証明書が添付できない理由書

（※こちらは、修繕の場合にも罹災証明書が添付できない時は必要となります。）

■設備の「入替」を申請する場合

設備入替の場合は、設備メーカー等による修繕不可能であることを立証する書類、入替前後の性能を確認できる書類（様式は県HPに掲載済み）の提出をお願いいたします。